

福岡県原子力災害 広域避難基本計画



平成27年3月11日

福岡県

目 次

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2章 | 個別計画を事前に策定すべき地域 | 1 |
| 第1節 | 個別計画を事前に策定すべき地域 | 1 |
| 第2節 | 個別計画を策定する際の留意点 | 2 |
| 第3章 | 緊急時モニタリング | 2 |
| 第1節 | 緊急時モニタリングの概要 | 2 |
| 第1項 | 平常時におけるモニタリング | 2 |
| 第2項 | 緊急時におけるモニタリング | 2 |
| 第3項 | 緊急時モニタリング結果の報告・共有 | 2 |
| 第2節 | モニタリングの実施方法 | 3 |
| 第1項 | モニタリングポストによる常時測定 | 3 |
| 第2項 | サーベイメータによる県内全域の測定 | 3 |
| 第3節 | 関係機関の協力 | 5 |
| 第4章 | 避難体制の整備 | 5 |
| 第1節 | 避難指示 | 5 |
| 第1項 | 非常時の情報の伝達 | 5 |
| 第2項 | 国の指示による避難指示 | 5 |
| 第2節 | 避難指示・事故状況等の連絡 | 7 |
| 第1項 | 糸島市における連絡体制の整備 | 7 |
| 第2項 | 県における連絡体制の整備 | 7 |
| 第3項 | 広報する事項 | 7 |
| 第3節 | 避難方法 | 8 |
| 第1項 | 自動車による避難 | 8 |
| 第2項 | 鉄道による避難 | 8 |
| 第3項 | 船舶等による避難 | 8 |
| 第4項 | 自衛隊への災害派遣要請 | 8 |
| 第4節 | 避難経路 | 8 |
| 第1項 | 陸路による避難 | 8 |
| 第2項 | 代替避難経路の確保 | 9 |
| 第3項 | 離島からの避難 | 9 |
| 第4項 | 交通誘導・交通規制 | 10 |
| 第5節 | 避難先との調整 | 10 |
| 第5章 | 安定ヨウ素剤の予防服用 | 10 |
| 第1節 | 避難者に対する説明 | 10 |
| 第2節 | 服用指示 | 10 |

| | | |
|-----|------------------|----|
| 第6章 | スクリーニング体制の構築 | 11 |
| 第1節 | スクリーニングの実施 | 11 |
| 第2節 | 医療救護所の設置 | 11 |
| 第3節 | スクリーニング体制の整備 | 11 |
| 第1項 | 人員体制の整備 | 11 |
| 第2項 | 資機材の整備 | 11 |
| 第7章 | 避難時に特に配慮すべき事項 | 12 |
| 第1節 | 要配慮者への支援 | 12 |
| 第1項 | 避難先 | 12 |
| 第2項 | 入院の要配慮者の避難先の確保 | 12 |
| 第3項 | 施設入所の要配慮者の避難先の確保 | 13 |
| 第4項 | 在宅の要配慮者の避難先の確保 | 13 |
| 第5項 | 避難誘導・移送の際の留意点 | 13 |
| 第2節 | 受入市町の協力 | 13 |
| 第3節 | 愛護動物の同行避難の方針 | 13 |
| 第4節 | 防災業務関係者の安全確保 | 14 |
| 第8章 | 対象地域を越える地域における避難 | 14 |
| 第1節 | 県内市町村への避難 | 14 |
| 第2節 | 県外への避難 | 14 |

福岡県原子力災害広域避難基本計画

第1章 計画策定の趣旨

玄海原子力発電所で、福島第一原子力発電所と同様の事故が万々が一に発生した場合において、住民等の初動避難を混乱なく実施するためには、国の「原子力災害対策指針」（以下、「指針」という。）を踏まえ、玄海原子力発電所から半径 30km 圏内の区域（糸島市の一部が該当）に居住する住民の避難計画を策定する必要がある。

通常、災害時の避難誘導は市町村が行うこととされているが、福島第一原子力発電所の事故では、原子力災害が広範囲に及び、市町村の区域を越える広域的な避難が必要となったことに鑑み、広域的自治体である県が、市町村と連携して広域避難の基本的な考え方を取りまとめ、糸島市の原子力災害広域避難個別計画（以下、「個別計画」という。）の策定を支援するものである。

また、実際に原子力災害が発生した場合においては、放射性物質の拡散は災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応するものとする。

第2章 個別計画を事前に策定すべき地域

第1節 個別計画を事前に策定すべき地域

本県において個別計画を事前に策定すべき地域の範囲については、指針における「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ（Urgent Protective action planning Zone.以下「UPZ」という。）」を踏まえ、玄海原子力発電所から概ね半径 30km の円内（以下、「対象地域」という。第1図参照）とする。具体的には、糸島市内の二丈地区（約1万人）及び志摩地区（約5千人）である。

【 第1図 個別計画を事前に策定すべき地域の範囲 】



※ 本図は、国土地理院九州地方測量部から防災用として提供を受けた基盤地図を使用して作成されています。本図は、防災目的に限り利用できます。

第2節 個別計画を策定する際の留意点

糸島市は、県の協力を得て、広域的な避難が必要な場合に備え、対象地域外にあらかじめ指定した避難所に避難するための個別計画を作成するものとする。

避難先については、地域コミュニティの維持に留意し、同一地区の住民がまとまって避難できるよう配慮するものとする。

個別計画には、対象地域内の地区毎の避難経路・避難先を明示するものとする。

【 第1表 受入市町における受入人数一覧 】

| 市町村名 | 人数 | 市町村名 | 人数 |
|------|-------|------|--------|
| 福岡市 | 9,500 | 那珂川町 | 300 |
| 筑紫野市 | 700 | 宇美町 | 300 |
| 春日市 | 700 | 篠栗町 | 200 |
| 大野城市 | 600 | 志免町 | 300 |
| 宗像市 | 600 | 須恵町 | 200 |
| 太宰府市 | 500 | 新宮町 | 200 |
| 古賀市 | 400 | 久山町 | 100 |
| 福津市 | 400 | 粕屋町 | 300 |
| 合計 | | | 15,300 |

第3章 緊急時モニタリング

第1節 緊急時モニタリングの概要

第1項 平常時におけるモニタリング

県は、緊急時に原子力施設から放出される放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時からモニタリングを適切に実施する。

第2項 緊急時におけるモニタリング

県（福岡県モニタリング本部）は、施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合は、国が立ち上げ、国が統括する緊急時モニタリングセンターに参画する。

国は、原子力災害対策指針等に基づき、県が策定する緊急時モニタリング計画を参照して、原子力事故の状況、気象情報等を参考にしつつ、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、緊急時モニタリング実施計画を策定し、緊急時モニタリングを実施する。

県は、国が緊急時モニタリング実施計画を策定するまでの間は、県が策定する緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。緊急時モニタリング実施計画が策定された後は、県は、当該計画に基づき、国の指揮の下、緊急時モニタリングに所要の協力を行う。

第3項 緊急時モニタリング結果の報告・共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。

また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等をオフサイトセンター

放射線班と共有する。

緊急時モニタリング結果については、オフサイトセンター放射線班から関係県等に連絡する。

第2節 モニタリングの実施方法

第1項 モニタリングポストによる常時測定

県内各地域の比較的人口が密集する地点に設置したモニタリングポストにおいて、放射線量を常時監視するものとし、今後、必要に応じて拡充していくものとする。

警戒事態以降においては、モニタリングポストの監視頻度を引き上げるなど、放射線量の監視体制を強化する。

【 第2表 県内のモニタリングポスト設置場所 】
(福岡県設置)

| 設置場所 | 所在地 | 地上高さ |
|----------|------------------|--------|
| 県保健環境研究所 | 太宰府市向佐野 39 | 18.9 m |
| 福岡県庁 | 福岡市博多区東公園 7-7 | 1 m |
| 福吉小学校 | 糸島市二丈吉井 4118 | |
| 引津小学校 | 糸島市志摩御床 2165-2 | |
| 県糸島総合庁舎 | 糸島市浦志 2-3-1 | |
| 県飯塚総合庁舎 | 飯塚市新立岩 8-1 | |
| 県久留米総合庁舎 | 久留米市合川町 1642-1 | |
| 県八幡総合庁舎 | 北九州市八幡西区則松 3-7-1 | |
| 県行橋総合庁舎 | 行橋市中央 1-2-1 | |

第2項 サーベイメータによる県内全域の測定

モニタリングポストによる監視に加え、放射線量の定点測定を補完するため、県内各地に配備したサーベイメータにより、必要に応じ、機動的かつ柔軟にモニタリングを行う。自然災害によるモニタリングポストの損壊や電源供給の途絶等により、モニタリングができなくなった場合についても、同様の対応を行う。

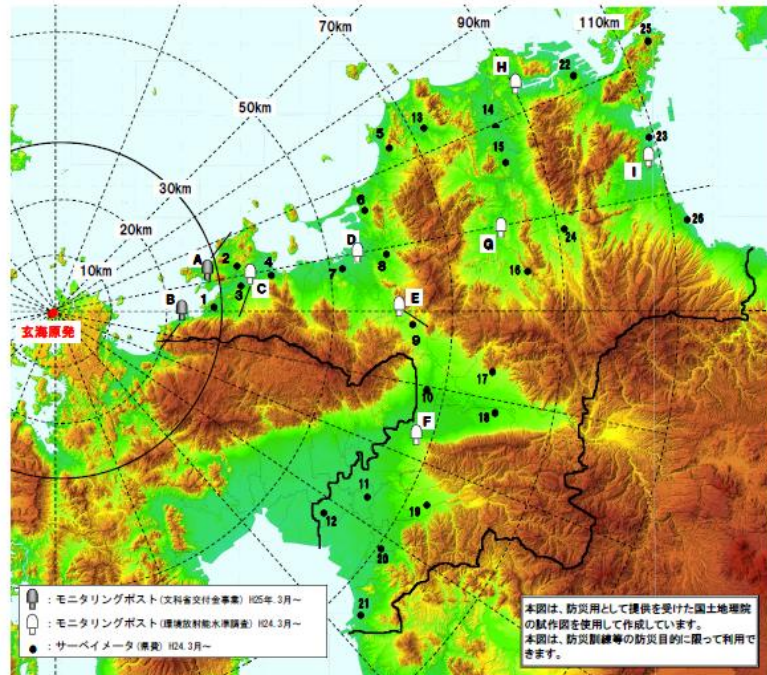
サーベイメータについては、必要に応じて拡充していくものとする。

【 第 3 表 県内のサーベイメータ配備場所及び配備地図 】

| 番号 ※ | 配備場所 | 所在地 | 台数 | |
|---------|-------------------------|----------|----------|----------|
| | | | 低線 量用 | 高線 量用 |
| 1 | 糸島市二丈庁舎 | 糸島市 | 2 | 2 |
| 2 | 糸島市志摩庁舎 | 糸島市 | 2 | 2 |
| 3 | 糸島市役所 | 糸島市 | 1 | 1 |
| 4 | 福岡県福岡普及指導センター | 福岡市西区 | 1 | 1 |
| 5 | 福岡県消防学校 | 福津市 | 1 | — |
| 6 | 公立大学法人福岡女子大学 | 福岡市東区 | 1 | — |
| 7 | 福岡県福岡農林事務所 | 福岡市中央区 | 1 | — |
| 8 | 福岡県計量検定所 | 粕屋町 | 1 | — |
| 9 | 福岡県農林業総合試験場 | 筑紫野市 | 1 | — |
| 10 | 九州歴史資料館 | 小郡市 | 1 | — |
| 11 | 福岡県筑後農林事務所 | 筑後市 | 1 | — |
| 12 | 福岡県工業技術センター インテリア研究所 | 大川市 | 1 | — |
| 13 | 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 本庁舎 | 宗像市 | 1 | — |
| 14 | 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 遠賀分庁舎 | 水巻町 | 1 | — |
| 15 | 福岡県直方県土整備事務所 | 直方市 | 1 | — |
| 16 | 福岡県北部家畜保健衛生所 | 嘉麻市 | 1 | — |
| 17 | 福岡県朝倉農林事務所 | 朝倉市 | 1 | — |
| 18 | 福岡県農林業総合試験場 果樹苗木分場 | 久留米市 | 1 | — |
| 19 | 福岡県南筑後保健福祉環境事務所 八女分庁舎 | 八女市 | 1 | — |
| 20 | 福岡県南筑後普及指導センター | みやま市 | 1 | — |
| 21 | 福岡県南筑後県土整備事務所 | 大牟田市 | 1 | — |
| 22 | 福岡県北九州東県税事務所 | 北九州市小倉北区 | 1 | — |
| 23 | 福岡県苅田港務所 | 苅田町 | 1 | — |
| 24 | 福岡県田川保健福祉事務所 | 田川市 | 1 | — |
| 25 | 福岡県立門司学園高等学校 | 北九州市門司区 | 1 | — |
| 26 | 福岡県京築県土整備事務所 | 豊前市 | 1 | — |
| - | 福岡県庁（環境保全課） | 福岡市博多区 | 2 | — |
| - | 福岡県保健環境研究所 | 太宰府市 | 4 | — |
| 合計 | | | 34 | 6 |

※この表中の番号は、以下の図（福岡県のモニタリング機器の配置）中のサーベイメータの配備場所の番号と一致するものである。

【 第 2 図 福岡県のモニタリング機器の配置 】



第 3 節 関係機関の協力

県は、国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他モニタリング関係機関と、合同研修及び訓練などを通じて、測定技術の向上に努めるとともに、緊密な連携を図る。

第 4 章 避難体制の整備

第 1 節 避難指示

第 1 項 非常時の情報の伝達

県は、警戒事態の発生を覚知した場合、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下、「原災法」という。）第 10 条若しくは第 15 条に基づき原子力事業者から通報を受けた場合、又は「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」に基づき原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合には、その状況等を、県内市町村、県警察本部、消防機関、气象台、自衛隊、海上保安部など防災関係機関に直ちに通知するとともに、プレスリリースやホームページによる情報提供等あらゆる手段を活用して、住民等に広報する。

第 2 項 国の指示による避難指示

県は、緊急時モニタリングや、放射性物質による汚染状況調査の結果が、指針における「運用上の介入レベル（O I L (Operational Intervention Level.以下「OIL」という。)) をいう」の値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められ、国の指示があった場合には、県内市町村、県警察本部、消防機関、气象台、自衛隊、海上保安部など防災関係機関に直ちに通知するとともに、プレスリリースやホームページによる情報提供等あらゆる手段を活用して、対象地域の住民等に対し速やかに避難するよう、呼びかける。

【 第4表 O I Lと防護措置 】

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ^{※1} | | | 防護措置の概要 |
|-----------------------|-----------------|--|--|---------------|--------------------------|--|
| 緊急防護措置 | O I L 1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | | | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む) |
| | O I L 4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 | β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) | | | 避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。 |
| 早期防護措置 | O I L 2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | | | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。 |
| 飲食物摂取制限 ^{※9} | 飲食物に係るスクリーニング基準 | O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | | | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 |
| | O I L 6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種 ^{※7} | 飲料水 牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。 |
| | | | 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg ^{※8} | |
| | | | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | |
| | | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | |
| | | ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | | |

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後、国が検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第2節 避難指示・事故状況等の連絡

第1項 糸島市における連絡体制の整備

- (1) 糸島市は、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、消防団、農協、漁協及び漁連等の関係機関、要配慮者が入院、入所している病院及び社会福祉施設並びに観光施設へ電話、FAX等を利用して避難指示の内容を連絡する。
- (2) 糸島市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等のあらゆる手段を活用して、避難指示の内容を住民等に伝達する。
- (3) 糸島市は、情報を正確かつ簡潔に広報するとともに、テレビ、ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

第2項 県における連絡体制の整備

県は、県が糸島市に代わり避難指示を行う場合や糸島市による避難指示の連絡を補完する必要が生じた場合などには、プレスリリースやホームページによる情報提供等あらゆる手段を活用して、避難指示、事故状況等について住民等への広報を行う。

第3項 広報する事項

- 県及び糸島市が広報する事項は、概ね以下のとおりとする。
- ・ 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
 - ・ 避難指示など災害応急対策の実施状況及び避難状況
 - ・ 無用の被ばくを避けるための対処方法

第3節 避難方法

第1項 自動車による避難

原子力災害時には迅速に避難する必要がある、自動車による避難が効果的であることから、避難に当たっては、自家用車両の利用を認めることとし、その場合は、努めて乗り合いによるものとする。

また、糸島市が保有する車両や、糸島市からの要請に基づき県が確保するバス事業者等の車両を利用するものとする。

県及び糸島市は、対象地域内の住民等の避難方法についてあらかじめ把握するとともに、駐車場の確保について避難先市町村との調整を図るものとする。

【バス事業者等との協定締結】

県は、バスによる避難に備えるため、糸島市と協力して、予め避難地区ごとのバスの必要台数を把握し、バス事業者等と災害時における避難者の輸送協力に関する協定を締結するなど迅速にバス等の車両を確保できる体制を整えるものとする。

第2項 鉄道による避難

自動車による避難に加え、JR九州及び福岡市地下鉄、西日本鉄道による住民等の避難を図る。

第3項 船舶等による避難

県、糸島市及びその他防災関係機関は、道路崩壊等により自動車による避難が困難な場合は、利用可能な最寄りの港に住民等を誘導の上、糸島市及び県保有船舶、防災関係機関の船舶、漁船等による避難を図る。また、重病者等緊急搬送を必要とする住民等については、ヘリによる搬送を行う。

第4項 自衛隊への災害派遣要請

県は、上記対策によっても輸送能力がなお不足する場合には、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

第4節 避難経路

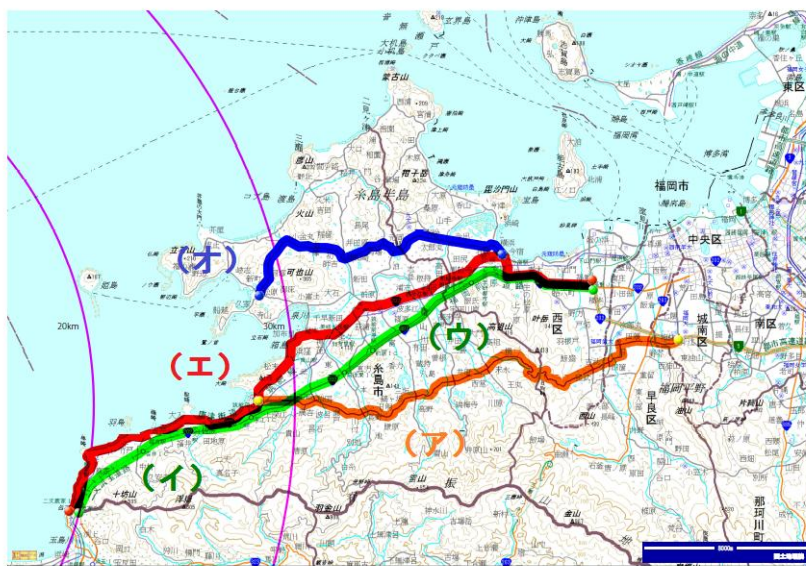
第1項 陸路による避難

対象地域の住民等が、対象地域外に迅速に避難するためには、最寄りの幹線道路から避難することが効果的である。また、避難者の避難経路を分散し、渋滞を緩和する必要があるため、主要避難経路を以下のとおり設定し、各地区からの避難者は、最寄りの主要避難経路を利用し避難するものとする。

- (ア) 県道 49 号大野城二丈線
- (イ) 二丈浜玉道路及び福岡前原道路
- (ウ) 国道 202 号バイパス
- (エ) 国道 202 号
- (オ) 県道 506 号船越前原線及び県道 85 号福岡志摩線

※ (イ)のうち福岡前原道路は自動車専用道、(エ)は一般道である。

【 第 3 図 主要避難経路図 】



※ 本図は、国土地理院九州地方測量部から防災用として提供を受けた基盤地図を使用して作成されています（平成 24 年 4 月作成）。本図は、防災目的に限り利用できます。

第 2 項 代替避難経路の確保

県、糸島市、その他の市町村、その他防災関係機関は、それぞれが収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難経路の確保を図る。

第 3 項 離島からの避難

姫島（住民約 200 名）からの避難については、糸島市営渡船及び漁船により本土側の港に上陸した後、バスで避難するものとする。船舶が不足する場合、糸島市は、県に県保有船舶の提供を要請するほか、県を通じて海上保安庁に支援を要請するものとする。

上陸する港については、当該港から避難所までのバスによる移動に支障がないよう、道路崩壊等の状況を踏まえて選定するものとする。

なお、県及び糸島市は、離島からの避難誘導に当たっては、できるだけ早期に避難を開始するよう努めるとともに、悪天候等により船舶による避難が困難な場合には、気密性を確保する等の放射線防護対策を行っている糸島市姫島福祉センター「はまゆう」に一時的に屋内退避するなど特別な配慮を行う。

【 第 5 表 糸島市における旅客船就航状況（定期航路） 】

| 使 用 船 舶 | | | 備 考 |
|---------|------|------|---------------|
| 船 名 | 総トン数 | 旅客定員 | |
| ひめしま | 39 | 90 | 姫島～岐志（片道約16分） |

【 第 6 表 福岡県保有船 】

| 所 属 | 船 名 | トン数 | 定 員 | 碇 泊 港 | 備 考 |
|------------|---------|-----|-----|-------|---------|
| 漁 業 管 理 課 | し ん ぷ う | 114 | 35 | 博多港 | 漁業取締船 |
| 水産海洋技術センター | げ ん か い | 119 | 12 | 〃 | 漁業調査取締船 |
| 〃 | つ く し | 19 | 12 | 〃 | 漁業調査取締船 |
| 有明海研究所 | あ り あ け | 7.9 | 12 | 沖端漁港 | 漁業取締船 |
| 〃 | ず い よ う | 4.7 | 11 | 〃 | 漁業調査船 |
| 〃 | ち く ご | 2 | 5 | 〃 | 漁業調査船 |
| 豊前海研究所 | ぶ ぜ ん | 31 | 11 | 宇島港 | 漁業調査取締船 |
| 合 計 | | | 98 | | |

第 4 項 交通誘導・交通規制

対象地域の住民等が迅速かつ円滑に対象地域外に避難できるよう、県警察本部は避難経路の要所で交通誘導を行うとともに、原子力災害に伴う被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な交通規制を実施する。このため、県警察本部は、本計画及び糸島市が策定する個別計画をもとに、規制箇所及び人員配置を内容とする交通規制計画を定めておくものとする。

第 5 節 避難先との調整

糸島市は、地区毎の避難者数を把握し、予め地区毎に定める避難先の避難所名とともに県に連絡する。

県は、糸島市からの連絡を受け、避難先の市町に対し、糸島市からの避難者受け入れを要請する。

第 5 章 安定ヨウ素剤の予防服用

第 1 節 避難者に対する説明

県は、糸島市及び医療機関等と連携し、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へ説明する。

県及び糸島市は、医療機関等と連携し、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合に、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、国の指示に基づき、服用にあたっての注意を払った上で、服用時機及び服用方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他必要な措置を講じる。

第 2 節 服用指示

県は、糸島市と連携し、原則として国の判断に基づき、医師の関与の下で、住民に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

第6章 スクリーニング体制の構築

第1節 スクリーニングの実施

万が一の玄海原子力発電所での事故など放射性物質が放出された又は放出されるおそれがある非常時においては、避難者の被ばくが想定されることから、県は、医療救護所を設置し、福岡県医師会、福岡県診療放射線技師会、福岡県看護協会等関係団体の協力を得て、スクリーニング検査を実施し、避難者の身体表面への被ばく状況の把握を行う。

スクリーニングの結果、基準値を超える避難者については拭き取り等の簡易除染の処置を行い、また汚染の程度によっては、福岡、北九州、筑豊、筑後の各地域毎に指定する二次被ばく医療機関への搬送を行う。

※スクリーニング：放射性物質の身体への付着を確認する汚染検査

第2節 医療救護所の設置

避難者が、放射性物質に汚染されているおそれがある場合には、避難所に入る前にスクリーニング検査を行い、基準値を超える者に対しては除染を行わなければならない。

このため、県は、避難所に隣接する場所に医療救護所を設置するものとする。予め緊急被ばく医療マニュアルで選定する施設の中から大気中の放射線量が低い地域にある場所を指定するものとする。

第3節 スクリーニング体制の整備

第1項 人員体制の整備

県は、福岡県医師会、福岡県診療放射線技師会、福岡県看護協会及び市町村と連携して、医師、保健師、看護師及び放射線技師等スクリーニングに必要な人員を確保する。

【 第7表 スクリーニング体制 】

| 職 種 等 | 主 な 役 割 |
|---------------|----------------------------|
| 医 師 | スクリーニング検査結果、問診に対する診断及び応急処置 |
| 保健師・看護師 | 簡易除染及び医師の補助 |
| 測定員（診療放射線技師等） | 避難住民等へのスクリーニング検査 |
| 記録員 | スクリーニング検査の記録 |
| 受付員 | 医療救護所での避難住民等の受付 |

第2項 資機材の整備

県は、スクリーニング及び簡易除染に必要な以下の資機材の確保にあたることとし、必要に応じて国、他県及び関係団体等に大口径GMサーベイメータ、ポケット線量計及び除染キット等の資機材の提供を依頼する。

【 第 8 表 資機材 】

| 資機材等の名称 | 用 途 |
|--|---------------------|
| 大口径GMサーベイメータ | 体表面汚染(β線)の測定 |
| NaI シンチレーションサーベイメーター (甲状腺モニター) | 甲状腺に沈着した放射性ヨウ素の量を測定 |
| ポケット線量計 | 汚染検査班の個人被ばく線量計 |
| 防護服 | 汚染検査班の防護対策 |
| 防護マスク | |
| 防護手袋 | |
| 防護靴カバー | |
| 除染キット | 基準値を超えた避難者への簡易除染用 |
| 応急医療セット | 避難者の創傷等への応急処置用医薬品 |
| 汚染廃棄物貯留容器 | 除染に使用したガーゼ等の廃棄用 |
| 防護用ビニールシート | 除染会場の養生等 |
| その他 ガーゼ、紙ウエス、ティッシュペーパー、 綿棒、消毒液、生理食塩水 など | 消毒、除染用 |

第 7 章 避難時に特に配慮すべき事項

第 1 節 要配慮者への支援

第 1 項 避難先

避難対象者のうち、要配慮者については、以下により避難を行う。

【 第 9 表 糸島市 対象地域内の要配慮者の避難先】

| 区 分 | 避 難 先 |
|------------------------|--|
| ①入院者 (約 120 人) | 福岡市内の病院 (約 120 人) |
| ②社会福祉施設等の入所者 (約 310 人) | 福岡地域の施設 (約 310 人) |
| ③在宅の要配慮者 (約 550 人) | 他市町の福祉避難所等 (約 550 人) (一定程度の介護を要する者は他市町の社会福祉施設等) |
| 合計 約 980 人 | 約 980 人 |

第 2 項 入院の要配慮者の避難先の確保

入院している要配慮者については、病院・診療所が定めた避難計画に従って避難を行う。

県は、医療関係団体と連携の上、予め確保した福岡市内の病院に連絡し、円滑な避難が行われるよう努める。

第3項 施設入所の要配慮者の避難先の確保

社会福祉施設等に入所している要配慮者については、施設が定めた避難計画に従って避難を行う。

県は、社会福祉施設等の入所者の避難に当たって、必要に応じ、高齢者施設団体等との応援協定に基づき、入所者の受入先並びに食糧及び車両の提供等について調整を行う。

第4項 在宅の要配慮者の避難先の確保

(1) 入院が必要な者の避難先の確保

在宅の要配慮者のうち、急病等で医療処置が必要となり、医療機関に移送する必要が生じた者について、県は、災害拠点病院を中心に搬送先の確保を図る。

(2) 入所が必要な者の避難先の確保

在宅の要配慮者のうち、福祉避難所等での避難生活が困難な者については、県は、社会福祉施設等への入所が可能となるよう調整を行う。

社会福祉施設等については、災害時には定員外の受入れが見込まれることから、糸島市は、関係団体・施設の協力を得て市域外の避難先の確保を図る。

(3) 福祉避難所への避難

在宅の要配慮者のうち、(2)に該当しないが、避難所での生活において特別な配慮を要する者（約420人）については、福祉避難所へ避難するものとし、県は、予め把握した避難先市町毎の受入可能人数を踏まえて避難先の確保を図る。

第5項 避難誘導・移送の際の留意点

糸島市は、要配慮者については、糸島市災害時要援護者避難支援個別計画を踏まえ、要配慮者の状況に応じた避難誘導・移送を行う。

また、妊婦・乳幼児や子供など放射線による身体的影響が大きい者に対しては、避難誘導の際にできる限り放射線の影響を受けないよう配慮する。

糸島市は、避難所での要配慮者の生活に関し、その健康状態の把握等に努め、生活環境に十分配慮するものとする。

なお、糸島市は、自主防災組織や民生・児童委員などと連携し、避難支援者の確保を図るとともに、要配慮者ごとに避難支援者を特定し、両者間の信頼関係の醸成を図る。

第2節 受入市町の協力

受入市町は、防災行政無線・ホームページ等を利用して、糸島市において避難指示が出されたこと、受入市町内の避難所で糸島市民の受入れを行うことを住民に知らせるとともに、不要不急の車両の運転を控えることを広報するものとする。

受入市町は、避難所において糸島市職員の補助を行うなど、糸島市に対し必要な協力をを行う。

受入市町は、速やかな避難が行われるよう、主要避難経路から避難所までの誘導について協力する。

第3節 愛護動物の同行避難の方針

避難の際、愛護動物を同行する場合には、県及び糸島市は、獣医師会等関係団体と協力し、愛護動物の保護を行う。

また、飼い主と同行避難した愛護動物について、避難所を設置する市町村及び獣医師会等関係団体と協力して、適正飼育の指導や餌・ケージ等の確保を行うなど、避難所

の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

第4節 防災業務関係者の安全確保

県、国、県警察本部、糸島市、消防機関、緊急被ばく医療機関及びその他防災関係機関は、原子力緊急事態応急対策に携わる防災業務関係者の安全確保を図るものとし、それぞれの災害対策本部等と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行う。

なお、被ばく管理に当たっては、緊急モニタリング本部、緊急医療本部及び緊急被ばく医療派遣チームと緊密に連携するものとし、緊急被ばく医療機関以外の機関にあつては、必要に応じて緊急被ばく医療機関の協力を得るものとする。

第8章 対象地域を越える地域における避難

第1節 県内市町村への避難

放射性物質を含む空気の一団（プルーム）が通過する際の防護対策については、国の検討状況を注視する必要があるが、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けるため、対象地域を越える地域において住民の避難が必要となる場合もある。このような場合においては、放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応することとし、迅速かつ円滑な避難を実施するため、県は、対象地域を越える市町村から避難者数の連絡を受け、予め把握した県内全市町村の避難所の収容可能人数（第10表）や被災状況を参考として、避難先の調整を行うものとする。

また、市町村が要配慮者を含む避難者数、避難対象地域を明確にした避難個別計画を策定する際、市町村域を越える調整が必要となる場合には、当該市町村からの要請を踏まえ、県においてあらかじめ広域的な調整を行うなど支援する。

なお、県は、県内全市町村に避難先が拡大する可能性に鑑み、平常時において県が実施する原子力災害対策訓練の成果等避難に必要な知見を適宜県内市町村に提供するものとする。

第2節 県外への避難

県外に避難しなければならない場合は、国の助言を踏まえるとともに、佐賀県、長崎県と連携し、「九州・山口9県災害時応援協定」等の協定を活用して、必要な調整を行うものとする。

【 第 10 表 県内全市町村の避難所における収容可能人数 】

平成 24 年 8 月 1 日現在

| 番号 | 市町村名 | 避難所数 | 収容可能人数 | 番号 | 市町村名 | 避難所数 | 収容可能人数 |
|----|------|------|---------|----|------|-------|---------|
| 1 | 北九州市 | 473 | 126,100 | 31 | 篠栗町 | 29 | 6,300 |
| 2 | 福岡市 | 415 | 122,900 | 32 | 志免町 | 46 | 11,900 |
| 3 | 大牟田市 | 72 | 13,500 | 33 | 須恵町 | 19 | 14,600 |
| 4 | 久留米市 | 131 | 64,300 | 34 | 新宮町 | 21 | 9,700 |
| 5 | 直方市 | 23 | 10,900 | 35 | 久山町 | 11 | 1,000 |
| 6 | 飯塚市 | 72 | 56,900 | 36 | 粕屋町 | 44 | 6,000 |
| 7 | 田川市 | 17 | 4,600 | 37 | 芦屋町 | 14 | 3,000 |
| 8 | 柳川市 | 42 | 12,800 | 38 | 水巻町 | 18 | 6,200 |
| 9 | 八女市 | 23 | 5,300 | 39 | 岡垣町 | 14 | 8,700 |
| 10 | 筑後市 | 20 | 6,100 | 40 | 遠賀町 | 12 | 3,500 |
| 11 | 大川市 | 27 | 7,000 | 41 | 小竹町 | 38 | 3,600 |
| 12 | 行橋市 | 32 | 4,000 | 42 | 鞍手町 | 12 | 11,200 |
| 13 | 豊前市 | 32 | 18,900 | 43 | 桂川町 | 9 | 5,500 |
| 14 | 中間市 | 12 | 2,000 | 44 | 筑前町 | 10 | 3,400 |
| 15 | 小郡市 | 25 | 8,000 | 45 | 東峰村 | 5 | 700 |
| 16 | 筑紫野市 | 103 | 33,500 | 46 | 大刀洗町 | 13 | 1,800 |
| 17 | 春日市 | 60 | 15,500 | 47 | 大木町 | 9 | 1,700 |
| 18 | 大野城市 | 58 | 14,800 | 48 | 広川町 | 42 | 10,000 |
| 19 | 宗像市 | 39 | 5,500 | 49 | 香春町 | 12 | 5,900 |
| 20 | 太宰府市 | 61 | 7,000 | 50 | 添田町 | 68 | 7,000 |
| 21 | 古賀市 | 51 | 4,900 | 51 | 糸田町 | 33 | 6,900 |
| 22 | 福津市 | 21 | 9,700 | 52 | 川崎町 | 15 | 4,400 |
| 23 | うきは市 | 12 | 2,500 | 53 | 大任町 | 14 | 2,000 |
| 24 | 宮若市 | 19 | 4,400 | 54 | 赤村 | 21 | 4,600 |
| 25 | 嘉麻市 | 69 | 9,200 | 55 | 福智町 | 20 | 3,000 |
| 26 | 朝倉市 | 27 | 8,600 | 56 | 苅田町 | 11 | 4,100 |
| 27 | みやま市 | 29 | 4,800 | 57 | みやこ町 | 31 | 8,000 |
| 28 | 糸島市 | 46 | 18,700 | 58 | 吉富町 | 12 | 4,300 |
| 29 | 那珂川町 | 51 | 9,200 | 59 | 上毛町 | 29 | 1,000 |
| 30 | 宇美町 | 14 | 3,900 | 60 | 築上町 | 71 | 8,000 |
| | | | | | 合計 | 2,779 | 783,500 |

※収容可能人数については、建物の居住部分の面積を 2 m²（避難者一人当たりの面積）で除して得たものである。

